

# 一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。

令和8年（2026年）2月5日

熊本県知事 木村 敬

## 1 競争入札に付する事項

### （1）契約事項の名称

熊本県知事部局公用車任意保険契約

### （2）業務に係る入札・契約担当部局

熊本県総務部人事課総務調整班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話 096-333-2052

ファックス番号 096-382-5687

### （3）契約内容

熊本県知事部局公用車任意保険契約仕様書（以下「仕様書」という。）による。

### （4）契約期間

令和8年（2026年）4月22日午後4時から

令和9年（2027年）4月22日午後4時まで

### （5）入札方法

紙入札による。

### （6）入札金額

入札金額は、契約期間内の保険料総額とする。落札決定に当たっては、入札金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった契約希望金額により入札すること。

（7）熊本県知事部局公用車任意保険契約仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

### （8）最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

## 2 入札参加者に必要な資格に関する事項

次の（1）から（6）までに定める条件の全てを満たす者であること。

（1）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

（2）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

（3）保険業について、内閣総理大臣の免許を受けている者（保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、損害保険事業の免許を受けている者であること。）

（4）熊本県内に本店（支社）又は支店（営業所）等を有する者であること。

（5）県税を完納している者であること。

（6）熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴

力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

### 3 入札参加のための確認申請

#### (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2に定める条件の全てを満たす者であることを確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書（別記様式3、別記様式3-1）

イ 誓約書

#### (2) 提出方法

（3）の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

#### (3) 提出期間

公告の日から令和8年（2026年）2月13日（金）午後5時まで

#### (4) 提出先

1（2）の入札・契約担当部局

#### (5) 確認結果の通知

競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

### 4 入札手続等

#### (1) 入札仕様に対する質問の受付期間

1（2）の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）2月13日（金）午後5時まで受け付ける。

#### (2) 仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式の取得

入札情報公開システム及び1（2）の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）3月5日（木）まで行う。

#### (3) 入札・開札の場所及び日時

ア 日時 令和8年（2026年）3月5日（木）午前10時30分

イ 場所 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県庁本館4階人事課分室

ウ 3（5）の競争入札参加資格確認結果通知書の写しを当日持参すること。

#### (4) 入札書の提出方法

入札書（別記様式1）（代理人が入札するときは、入札書及び委任状（別記様式2））を（3）アの日時に（3）イの場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和8年（2026年）3月4日（水）（必着）までに1（2）の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1（1）業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きしたうえで、1（1）の業務の名称を朱書きし、中封筒の中に再入札書（別記様式1）を入れること。

#### (5) 開札の方法

開札は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県

の職員) の下に (3) イの場所で開札を行うものとする。

(6) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、ただちに再入札を行うものとする。

なお、書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(7) 入札の無効

次のア又はイのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

ア 入札保証金に代わる担保の提供

入札者は、熊本県会計規則第86条第1項の規定により入札書の提出期限までに、入札金額の100分の5以上の金額を納付することとするが、納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(ア) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

(イ) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関(銀行を除く。)の保証

イ 入札保証金の免除

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除することができる。

(ア) 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が、落札した場合において、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。

ウ 入札保証金の免除に係る書類の提出期限等

入札保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、次の（ア）から（エ）までにより提出すること。

- （ア）受付期間 令和8年（2026年）2月13日（金）午後5時まで  
（イ）提出先 1（2）に掲げる入札・契約担当部局  
（ウ）提出書類 別記様式4  
（エ）提出方法 持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

## エ 入札保証金の還付

- （ア）落札者に係る入札保証金又はこれに代わる担保は、落札者が契約を締結した後速やかに還付する。ただし、落札者から申出があったときは、契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に充当することができる。  
（イ）落札者以外の者に係る入札保証金は、一般競争入札終了後速やかに還付するものとする。

## オ 入札保証金等の帰属

落札者が5（3）で指定された期限までに、契約書の案を提出しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、熊本県に帰属する。

## 5 契約について

### （1）契約書の作成の要否

要

### （2）契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

### （3）落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

### （4）契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 （3）の申出期限

イ 提出場所 1（2）に掲げる入札・契約担当部局

## 6 その他

入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。